

許可・認定申請手数料

申請の種類	法令条項（参考）	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号、 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項	120,000 円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300 円
接道許可	法第43条第2項第2号	33,700 円
道路内の建築許可	法第44条第1項第2号	33,700 円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300 円
道路内の建築許可	法第44条第1項第4号	161,000 円
壁面線外における建築許可	法第47条ただし書き	161,000 円
用途地域内の建築許可	法第48条ただし書き	182,000 円
特例許可を受けた建築物等の増築等の特例許可	法第48条第16項第1号	107,000 円
騒音等の対策を講じた建築物等の特例許可	法第48条第16項第2号	135,000 円
特殊建築物の敷地の位置の許可	法第51条ただし書き	161,000 円
容積率に関する特例認定	法第52条第6項第3号	27,300 円
容積率の特例許可	法第52条第10項、第11項又は第14項	161,000 円
建蔽率の特例許可	法第53条第4項又は第5項	161,000 円
建蔽率の適用除外許可	法第53条第6項第3号	33,700 円
敷地面積の最低限度の特例許可	法第53条の2第1項第3号又は第4号	161,000 円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300 円
高さに関する許可	法第55条第3項又は第4項各号	161,000 円
日影による高さの特例許可	法第56条の2第1項ただし書き	161,000 円
高架の工作物内における高さ制限の適用除外認定	法第57条第1項	27,300 円
特例容積率適用地区における高さの最高限度の特例許可	法第57条の4第1項ただし書き	161,000 円
高度地区における建築物の高さの最高限度の特例許可	法第58条第2項	161,000 円
高度利用地区における容積率、建蔽率、建築面積の特例許可	法第59条第1項第3号	161,000 円
高度利用地区における高さの許可	法第59条第4項	161,000 円
広い空地を有する建築物の容積率等の特例許可	法第59条の2第1項	161,000 円
景観地区における高さの特例許可	法第68条第1項第2号	161,000 円
景観地区における壁面線の位置の特例許可	法第68条第2項第2号	161,000 円
景観地区における敷地面積の特例許可	法第68条第3項第2号	161,000 円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300 円
再開発等促進区等内における容積率等の適用除外認定	法第68条の3第1項、第2項又は第3項	27,300 円
再開発等促進区等内の高さの許可	法第68条の3第4項	161,000 円
地区計画等の区域内における容積率の適用除外認定	法第68条の4	27,300 円
地区計画又は沿道地区計画内の高さに関する適用除外許可	法第68条の5の3第2項	161,000 円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第68条の5の5第1項又は第2項	27,300 円
地区計画等の区域内における建蔽率の特例認定	法第68条の5の6	27,300 円
松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する建築等許可	松江市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	181,000 円
予定道路に係る容積率の特例許可	法第68条の7第5項	161,000 円
仮設建築物の建築許可	法第85条第6項	120,000 円
仮設建築物の建築許可	法第85条第7項	161,000 円

申請の種類	法令条項（参考）	手数料
一団地の特例認定	法第86条第1項	申請建築物が2以下の場合 78,300 円 申請建築物が3以上の場合 $78,300+28,000*(n-2)$ n：2を超える申請建築物数
総合的設計による特例認定	法第86条第2項	申請建築物が1以下の場合 78,300 円 申請建築物が2以上の場合 $78,300+28,000*(n-1)$ n：1を超える申請建築物数 ※申請建築物に既存建築物は含めない
一団地の高さ及び容積率の特例許可	法第86条第3項	申請建築物が2以下の場合 221,000 円 申請建築物が3 以上の場合 $221,000+28,000*(n-2)$ n：2を超える申請建築物数
総合的設計による建築物の容積率又は高さの特例許可	法第86条第4項	申請建築物が1以下の場合 221,000 円 申請建築物が2以上の場合 $221,000+28,000*(n-1)$ n：1を超える申請建築物数 ※申請建築物に既存建築物は含めない
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第86条の2第1項	申請建築物が1以下の場合 78,300 円 申請建築物が2以上の場合 $78,300+28,000*(n-1)$ n：1を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る
一敷地内認定建築物以外の建築物に関する適用除外許可	法第86条の2第2項	申請建築物が1以下の場合 221,000 円 申請建築物が2以上の場合 $221,000+28,000*(n-1)$ n：1を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る
一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可	法第86条の2第3項	申請建築物が1以下の場合 221,000 円 申請建築物が2以上の場合 $221,000+28,000*(n-1)$ n：1を超える申請建築物数 ※新築又は増築等に係るものに限る
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第86条の5第1項	$6,480+12,000*n$ 円 n：既存建築物数
一団地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第86条の6第2項	27,300 円
全体計画認定	法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項	27,300 円
全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第86条の8第3項又は法第87条の2第2項	27,300 円
興行場等の使用許可	法第87条の3第6項	120,000 円
特別興行場等の使用許可	法第87条の3第7項	161,000 円
大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道義務の適用除外認定	令第137条の12第6項	27,300 円
大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築制限の適用除外認定	令第137条の12第7項	27,300 円